

# 広神西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この広神西小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律 71 号以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向

### (1) いじめに対する基本的な考え

いじめはどの子どもにも、どこの学校にもいつでも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。その為に、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取り組みの重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

### (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。(別紙：いじめ防止等のための年間計画)
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

### (3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

#### ① 設置の目的

法の第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「組織」という。)を設置する。

#### ② 構成員

校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・学級担任

#### ③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### (4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9条)

○保護者への意識啓発

P T A総会において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う

◎情報発信及び基本方針の周知(例 H Pの活用)

○地域の活動によるいじめの未然防止

#### (5) 関係機関との連携

○警察、市教委、民生児童委員との連携

○中学校区幼保小中の連携の強化

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

◎道徳教育の充実(教育計画：道徳の年間計画)

◎人権教育、同和教育の充実(教育計画：人権教育、同和教育全体計画)

◎社会性の育成

①異学年交流

・異学年グループ「あおぞら班」での活動を通して相手を思いやる心を養う。

②お互いに認め合う集団づくり

・各学級では、年間を通じて、帰りの会などで互いのよさを認め合ったり、賞賛したりする活動などを実施する。

③授業

・授業では、相手の立場や考えを尊重して聞いたり、話したりすることを大事にした授業作りをする。

④特別活動

・みんなで協力して楽しく活動したり、助け合ったりしながら社会性を養う。

・挨拶運動を実施し、よい挨拶ができる子を認め、励ます。

・児童会活動では、縦割り「あおぞら班」での活動を中心に行い、年間を通じて継続的な活動を行うことで、「思いやり」や「協力」の心を育てる。

◎児童生徒の手によるいじめ防止(いじめ見逃しゼロスクール集会)

○中1ギャップ解消の取組

・他の学校の仲間と一緒に活動しながら、心のふれあいを深める「広神中学校区いじめ根絶集会」に積極的に参加する。

○日常的な職員間の関係・情報交換

- ・学期1回の「子どもを語る会」や毎月の職員会議後の「情報交換会」を実施し、指導や子どもの共通理解や子どもの情報交換を実施する。

## (2) いじめの早期発見のための取組

### ◎いじめ相談・通報窓口の設置

- ・校長を長とする校内にいじめ相談・通報窓口を設置する。

### ◎定期的なアンケートの実施

- ・児童の実態をきめ細やかに把握するために「Q-U」を学期に1回ずつ実施する。

### ◎教育相談の充実(いじめ防止等のための年間計画)

- ・担任は、学期に1回教育相談を個別に実施する。

### ○日常の子どもの観察

- ・いろいろな機会を通じて、学校生活の様子を観察する。

## (3) いじめへの即時対応の取組

### ①組織を活用した状況調査

- ア いじめの兆候を認知したら、生活指導主任に報告し、複数の職員で状況調査を実施し、即時対応を図る。

- イ 「いじめ不登校対策委員会」を開催し、組織的な状況調査を実施する。

### ②市教委への報告

- ア いじめを認知次第、教頭が市教委へ第1報を入れる。

- イ 校長が「いじめ認知報告書」を作成し、市教委へ提出する。

### ③いじめられている児童の保護

- ア 全職員の共通理解を図り、全教職員で確実な見守りを実施する。

- イ 必要に応じ別室を確保し、確実な保護を図る。

### ④いじめをしている児童への指導

- ア 複数の教職員で指導に当たる。

- イ 必要に応じ管理職による指導を実施する。

### ⑤いじめられている児童の保護者への対応

- ア 定期的に情報を提供し、丁寧に対応策を協議する。

### ⑥いじめをしている児童の保護者への対応

- ア 定期的に情報交換を行い、連携した対応に当たる。

### ⑦その他の児童に対する対応

- ア 学級担任による児童への説明と指導を実施し、いじめ解消を図る。

- イ 学年集会または全校集会を実施し、いじめの解消、未然防止を図る。

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合                   等を想定
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にする明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えずに、真摯に受け止め、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

## いじめ防止等のための年間計画(27年度)

### 広神西小学校

月	活動・行事	児童会	その他
4	◇入学式 ◇4月学習参観日 ◇子どもを語る会①	○あいさつ運動 ○1年生を迎える会	<b>【年間通した活動】</b> ・学習参観日における、人権学習の時間と道徳の時間の授業公開 ・縦割り清掃 ・校外班会やクラブ活動を通じた好ましい人間関係作り ・総合的な学習において、地域の方から学ぶ場の設定 ・校外学習におけるボランティアの方との協力 ・安全指導における PTA 地区委員やスクールガードの方との連携する研修(職員)
5	◇Q-Uテスト ◇運動会 ◇「キナガサ」栽培活動	○運動会の児童会種目(縦割り班)	
6	◇個別懇談会 ◇よつば遠足 ◇学校生活アンケート ◇教育相談 ◇「いじめ見逃しゼロスクール」の取組 ◇尾瀬自然教室(5年)	○よつば遠足(縦割り班で活動する) ○いじめ見逃しゼロスクール集会	
7	◇7月学習参観日		
8	◇職員研修		
9	◇子どもを語る会② ◇一日フリー参観日 ◇修学旅行(6年)	○あいさつ運動	
10	◇Q-Uテスト ◇よつば祭り ◇学校生活アンケート ◇教育相談 ◇「キナガサ」栽培活動	○よつば祭り(縦割り班で活動する)	
11	◇個別懇談会 ◇「いじめ見逃しゼロスクール」の取組	○温かいメッセージを送り合おう(委員会活動) ○いじめ見逃しゼロスクール集会	
12	◇12月学習参観日		
1	◇子どもを語る会③ ◇1月学習参観日	○あいさつ運動	
2	◇Q-Uテスト ◇学校生活アンケート ◇教育相談	○大縄大会(縦割り班対抗)	
3	◇3月学習参観日 ◇卒業式	○六年生ありがとう会	